

家庭ごみの有料化について

平成 23 年度時点で、県下 29 市 12 町のうち 13 市 6 町が可燃ごみを有料化している。
(上記のほか、5 市 2 町で収集用袋を指定している。)

有料化の方法は、収集用の指定袋の販売代金に市町への収入額を加える方式である。

有料指定袋の販売価格は、1 袋 30～50 円に設定されているところが大部分であるが、最も高い市は丹波市及び朝来市で、45L 指定袋 1 枚あたり 80 円である。

有料化の収入は、大袋（主に 45L）1 袋あたり 3～65 円である。

収入は一般財源に入り各経費の一部として用いられている。用途としては、約半数の市町がごみ収集・処理経費に用いているほか、環境美化、ごみ減量化や集団回収促進のための費用や廃棄物行政全般の経費となっている。

可燃ごみ（大袋）の販売価格

販売価格 (円/1袋)	30 円未満	30～49 円	50～69 円	70 円以上
市町数	1 市 1 町	7 市 3 町	3 市 2 町	2 市

可燃ごみ（大袋）の収入額

収入額 (円/1袋)	10 円未満	10～29 円	30～49 円	50 円以上
市町数	1 市 2 町	5 市 3 町	5 市	2 市 1 町

() 販売価格から、袋製造費用や販売手数料等の必要コストを引いた実質的な収入額

有料化による収入の用途

- ・ ごみ収集運搬費用
- ・ ごみ処分費用
- ・ 廃棄物行政全般費用
- ・ 施設維持費用
- ・ 資源ごみ回収促進の費用（例：集団回収奨励金）
- ・ 環境美化の費用（例：ごみ箱設置補助）